

令和7年第5回

相良村議会 6月定例会会議録

開 会 令和7年6月11日

閉 会 令和7年6月13日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自 R 7. 5. 1

至 R 11. 4. 30

職名	氏名	議席	職名	氏名	議席
議長	永田博人	10	議員	梅山弘	4
副議長	市岡智恵	9	議員	川邊一徳	5
議員	古川渉	1	議員	坂田朋美	6
議員	恒松隆生	2	議員	徳田正臣	7
議員	嶽本浩則	3	議員	黒木正照	8

常任委員会構成

委員会	総務文教	産業福祉
委員長	梅山弘	川邊一徳
副委員長	恒松隆生	古川渉
委員	徳田正臣 嶽本浩則 永田博人	黒木正照 市岡智恵 坂田朋美
定数	5人	5人

令和7年第5回 相良村議会定例会 会期日程
(会期6月11日から6月13日 3日間)

月	日	曜	種別	内 容
6	11	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 提案理由の説明 報告第1号から報告第3号 (質疑) 提案理由の説明 議案第33号 (質疑) 提案理由の説明 議案第34号 (質疑) 提案理由の説明 議案第35号 (質疑) 提案理由の説明 議案第36号 (質疑) 提案理由の説明 議案第37号 (質疑) 提案理由の説明 議案第42号 (質疑) 提案理由の説明 議案第38号 (質疑) 提案理由の説明 議案第39号及び議案第40号 (質疑) 提案理由の説明 議案第41号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 請願第1号 (質疑) 委員会付託 議案第33号から議案第40号、議案第42号、 請願第1号
			委員会	付託議案審査（連合審査）、各常任委員会
6	12	木	本会議	一般質問
6	13	金	本会議	委員会審査の結果報告（各常任委員会） 議案第2号から議案第13号、議案第42号、 請願第1号 (質疑・討論・採決) 議案の上程 提出理由の説明 発議第2号 (質疑・討論・採決)

			陳情第1号 議員派遣の件 閉会中の継続審査及び調査申し出の件 閉会	(質疑・討論・採決)
--	--	--	--	------------

第5回相良村議会 6月定例会会議録

令和7年6月11日（水）開会

(第1号)

相 良 村 議 会

令和7年第5回相良村議会定例会（第1号）

令和7年6月11日
午前10時00分開会
於 会議議場
開 議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和6年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 令和6年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和6年度相良村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
(質疑)
- 日程第6 議案第33号 相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第7 議案第34号 相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第8 議案第35号 相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第9 議案第36号 ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第10 議案第37号 令和7年度相良村一般会計補正予算（第2号）
(質疑)
- 日程第11 議案第42号 令和7年度相良村一般会計補正予算（第3号）
(質疑)
- 日程第12 議案第38号 令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(質疑)
- 日程第13 議案第39号 令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第40号 令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算

(第1号)

(質疑)

日程第15 議案第41号 財産の取得について
(質疑・討論・採決)

日程第16 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願
書について
(質疑)

日程第17 委員会付託 議案第33号から議案第40号、議案第42号、請願第
1号

散会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 古川渉君	6番 坂田朋美君
2番 恒松隆生君	7番 徳田正臣君
3番 嶽木浩則君	8番 黒木正照君
4番 梅山弘君	9番 市岡智恵君
5番 川邊一徳君	10番 永田博人君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(11名)

村長 吉松啓一君	税務課長 平川千春君
教育長 中村和弘君	教育課長 出合宏光君
総務課長 川邊俊二君	建設課長 大土手寛君
保健福祉課長 平田智博君	農林振興課長 倉田雅弘君
会計管理者 岡村哲臣君	農業委員会事務局長 和田耕君
企画商工課長 佐竹淑子君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 7 年第 5 回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、3 番、嶽本浩則議員、
{「はい。」と、3 番議員。}
4 番、梅山弘議員、
{「はい。」と、4 番議員。}
を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 3 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 13 日までの 3 日間に決定しました。

日程第 3 報告第 1 号から日程第 5 報告第 3 号

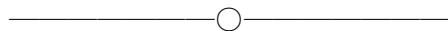
○議長(永田博人議員) 次に、日程第 3、報告第 1 号、令和 6 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第 4、報告第 2 号、令和 6 年度相良村一般会計事故繰し越繰越計算書の報告について及び日程第 5、報告第 3 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。一括して報告を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。報告の前に、気象関係で線状降水帯等の恐れがある場合は、今、役場のほうは職員体制をとっておりますが、私どももその体制の中で指揮しなければならないことがありましたならば、議長の許可を得てしたいと思いますので、どうかご了承いただきたいと思います。それでは報告第 1 号、令和 6 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第 3 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでを一括してご説明申し上げます。初めに、報告第 1 号、令和 6 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法第 213 条の規定によります、令和 6 年度

から令和7年度への繰越明許費として、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整いたしました。議決いただきました16事業、繰越明許費設定額5億5,664万7,000円に対しまして、同額の5億5,664万7,000円を翌年度への繰越額といたしました。次に、報告第2号、令和6年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、地方自治法第220条の規定によります、令和6年度から令和7年度への事故繰越しとして、同法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調整致しました。事故繰越しする事業は、令和6年度内の事業完了が困難となりました災害復旧費の1事業で、翌年度繰越額を2,357万円といたしました。最後に、報告第3号、令和6年度相良村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法第213条の規定によります、令和6年度から令和7年度への繰越明許費として、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整しました。議決いただきました、1事業、繰越明許費設定額2億5,960万8,000円に対しまして、同額の2億5,960万8,000円を翌年度への繰越額といたしました。報告第1号から報告第3号までについての説明は以上のとおりでございます。

○議長(永田博人議員) 報告は終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで報告第1号、報告第2号及び報告第3号までの報告は終わりました。



日程第6 議案第33号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第6、議案第33号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第33号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、学校の適正規模等に関し必要な事項を協議します「相良村学校適正規模等検討委員会」を設置するため、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第33号につきまして、提案理由をご説明いたしましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、8番です。今回、この相良村学校適正規模等検討委員会を設置されるということでございますが、この人選ですね、どのような方がなられて、何名ほどの人数の方をされるのかということをお伺いいたします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長、お答えします。検討委員会のメンバーにつきましては、学校関係者、小・中学校の保護者、保育園関係者、地域住民、その他、教育委員会が必要と認める者の合計 15 名ほどを想定しております。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい。

○議長(永田博人議員) はい、8番。

○8番(黒木正照議員) はい、分かりました。15名程度ということですね。そういう方、多くの方々の意見を取り入れながら、きちんとした学校経営といいますか、つなげていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。お世話になります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ありませんか。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第7 議案第34号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第7、議案第34号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第34号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大する必要があるため、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限につきまして、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に、対象範囲を拡大するものでございます。以上、議案第34号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第8 議案第35号

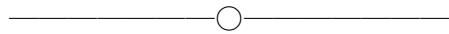
○議長(永田博人議員) 次に、日程第8、議案第35号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求

めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第35号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、国民健康保険財政の県単位化に伴い、令和12年度の保険税率統一に向け、国民健康保険税の段階的な税率改定と財政基盤の安定化を図るため、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、県が示しました納付金ベースの令和9年度保険税率が、現在の村の保険税率と乖離しているため、住民への急激な負担増とならないよう、令和7年度から段階的に保険税率を改定するものでございます。以上、議案第35号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○**議長(永田博人議員)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第9 議案第36号

○**議長(永田博人議員)** 次に、日程第9、議案第36号、ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第36号、ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、近年の燃料や電気料金等の物価高騰の影響を受け、施設維持などの経費が増加していることに伴い、浴場及び宿泊利用料金限度額を改定するため、ふれあいリフレ茶湯里の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、茶湯里利用料金のうち、浴場の大人、小人、回数券などの利用料金限度額の改定及び2か月定期券の新設、並びに宿泊の客室利用料金限度額の改定などを行うものでございます。以上、議案第36号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○**議長(永田博人議員)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、9番議員。}

はい、9番議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 9番、市岡です。議案第36号において質疑いたします。近隣の市町村の価格はどのようにになっているのか、もしよかつたらお願ひいたします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

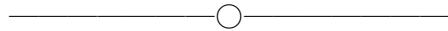
○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長、お答えします。近隣市町村の状況につきましては、山江村のほたるが大人500円のところを600円に改定。また、湯前町の湯楽里につきましては、現在、500円ということで、やはり燃料高騰に伴う値上げを検討されているということです。五木村のほうの温泉につきましても、現状、大人が500円となっております。以上、お答えします。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 物価高騰等に伴い、また、運営上、厳しいかと思いますので、また、このような高騰に伴って仕方がないのかなと思っているところです。以上です。

○議長(永田博人議員) ほかに質疑ありませんか。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第10 議案第37号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第10、議案第37号、令和7年度相良村一般会計補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第37号、令和7年度相良村一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,716万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億844万8,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして41ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、各科目における給与等につきましては、4月の人事異動に伴う補正及び子に係る扶養手当の増額に伴う補正などでございます。まず、総務費関係では、1,045万3,000円の増額補正ですが、44ページの総務管理費のLPガス価格高騰対応生活者支援事業費で、熊本県LPガス協会を通じて支援する、LPガス利用契約者に対する5,000円の支援金及び事務取扱費用の補助金として669万5,000円の増額補正を、45ページの徴税費の税務総務費で、定額減税補足給付金不足額給付金として1,346万円の増額補正を、46ページの戸籍住民基本台帳費で、戸籍のふり仮名記載等に係る機能追加のためのシステム改修費として68万2,000円の増額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、民生費関係では、229万3,000円の増額補正ですが、48ページの社会福祉費の老人福祉費で、敬老祝い品を、村で一括購入することを希望される地区が増えたため、地区敬老祝用の補助金47万3,000円を減額し、同額を消耗品費へ増額補正を行い、障

害者福祉費で、障害福祉サービスシステム制度改正対応及び障害者自立支援給付支払い等システム改修のための委託料として 125 万 3,000 円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では、1,499 万 9,000 円の増額補正ですが、保健衛生費の保健衛生総務費で、49 ページの負担金、補助及び交付金で、六藤水道組合に対する小規模飲料水供給施設設置補助金として 11 万円、簡易水道事業会計への繰出金として 1,689 万円の増額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では、920 万 4,000 円の増額補正ですが、50 ページの農業費の農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計への繰出金として 908 万 1,000 円の増額補正を、林業費の林業総務費で、有害鳥獣防護柵設置補助金として 95 万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では、712 万 3,000 円の増額補正ですが、51 ページの商工費の観光費で、相良村観光事業委託料として 80 万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では、136 万 2,000 円の増額補正ですが、52 ページの道路橋梁費の橋梁新設改良費で、新村橋完成式に関する費用として 70 万 6,000 円の総額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係は、16 万 4,000 円の増額補正ですが、消防費の都市防災総合推進事業費で、中央地区及び十島・新村地区避難地の完成竣工式に関する費用として 14 万 4,000 円の増額補正をお願いするのが主なものでございます。最後に、教育費関係では、150 万 5,000 円の増額補正ですが、54 ページの社会教育費の文化財保護費で、十島菅原神社防災設備及び蓑毛観音堂の地元修繕費に対する補助金として 55 万 2,000 円の増額補正を、集会施設整備費で、地域コミュニティ施設建築時の地盤耐力調査の追加及び人件費の上昇に伴う業務委託料として 81 万円の増額補正をお願いするのが主なものでございます。これらの歳出の財源と致しましては、40 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入をもって充てるものでございます。以上、議案第 37 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

はい、9番議員。

{「はい。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 9番、質疑させていただきます。一緒にいいんですが、商工費の観光費の委託料、相良村観光事業委託と教育費の集会施設整備費の委託料の内訳を教えていただきたいと思います。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。商工費の観光費の増額分につきましては、相良村の観光協会の委託費の増額分となっております。このうちのサガラッパ祭の部分におきまして、熱中症対策、また、それに伴う駐車場の拡大を行っておりますので、その費用の増額分となります。熱中症対策につきましては、会場内にミスト機を増設、また、去年、駐車場が不足した分の造成分を投光器や警備員の増額費用となっております。以上、お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。集会施設整備費の委託料として81万円を計上しております。これは地域コミュニティ施設工事監理業務委託料で、内訳としましては、避難地として、現在、造成中の地盤の地耐力調査が必要の分が65万円、また、人件費の上昇に伴います技術者単価の引き上げ分、16万円が内訳でございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい、分かりました。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第11 議案第42号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第11、議案第42号、令和7年度相良村一般会計補正予算第3号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第42号、令和7年度相良村一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億855万8,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして、90ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、総務費関係で、11万円の増額補正です。92ページの選挙費の参議院議員選挙費で、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等が、令和7年6月4日に公布され、選挙長等の報酬額が引き上げられましたので、報酬額として11万円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源と致しましては、89ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金をもって充てるものでございます。以上、議案第42号つきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご

質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12 議案第38号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第12、議案第38号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第38号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億3,327万4,000円とするものでございます。補正の内容としましては、60ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、63ページの総務費の総務管理費で、法改正によります高額療養費制度の低所得I区分の基準額見直しに伴い、国民健康保険システム改修委託料として24万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては62ページに計上しておりますが、繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第38号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑がありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13 議案第39号から日程第14 議案第40号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第13、議案第39号、令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算第1号及び日程第14、議案第40号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第1号を一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第39号、令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算第1号及び議案第40号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第1号について一括してご説明申し上げます。初めに議案第39号、令和7年度相良村簡易水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。まず、66ページの第2条、収益的収入及び支出の補正でございますが、令和7年度相良村簡易水道事業

会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、簡易水道事業収益を1,122万円増額し、収入総額を1億3,325万円に、簡易水道事業費用につきましても、同額の1,122万円増額し、支出総額を1億2,810万3,000円とするものでございます。次に、第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、会計予算に定めました、資本的収入及び支出の予定額につきまして、資本的収入を2,310万円増額し、収入総額を2億4,467万7,000円に、資本的支出につきましても同額の2,310万円増額し、支出総額を2億5,724万7,000円とするものでございます。次に、第4条、企業債でございますが、会計予算で定めた起債の限度額を次の表のとおり補正するものでございます。次に、第5条、他会計からの補助金でございますが、会計予算に定めた金額を9,378万5,000円に改めるものでございます。具体的な内容につきましては、69ページ以降の実施計画明細書でご説明いたします。まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の款1、簡易水道事業収益、項2、目2の他会計補助金で1,122万円を増額するものでございます。支出の款1、簡易水道事業用、項1、目2の配水及び給水費で1,122万円を増額するものでございますが、初神地区配水池制御盤取り替え及び川辺地区情報配信装置の取り替え修繕でございます。次に、70ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の款1、資本的収入、項1、目1の建設改良企業債で1,600万円の増額補正を、項2、目3の他会計補助金で567万円の増額を、項4、目1の工事負担金で、143万円を増額するものでございます。支出の款1、資本的支出、項1、目1の建設改良費で2,310万円の増額でございますが、田代地区変更認可申請書作成業務委託料として506万円、大谷地区簡易水道施設整備工事請負費として1,804万円を増額するものでございます。次に、議案第40号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。まず、73ページの第2条、収益的収入及び支出の補正でございますが、令和7年度相良村農業集落排水事業会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、農業集落排水事業収益を908万1,000円増額し、収入総額を2億2,389万4,000円とし、農業集落排水事業費用につきましても、同額の908万1,000円増額し、支出総額を2億2,196万4,000円とするものでございます。次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費を8万1,000円増額するものでございます。なお、給与費明細書につきましては76ページに掲載しております。次に、第4条、他会計からの補助金でございますが、会計予算に定めた金額を1億4,229万9,000円に改めるものでございます。具体的な内容につきましては、75ページ以降の実施計画明細書でご説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款1、農業集落排水事業収益、項2、目2の他会計からの補助金を908万1,000円増額するものでございます。支出の款1、農業集落排水事業用、項1、目3の処理場費で、900万円の増額ですが、中四浦地区の施設仮設浄化槽維持に伴う委託料として360万円、川地区施設の修繕料として540万円の増額を、目4の総係費で、職員の

手当等として8万1,000円を増額するものでございます。以上、議案第39号及び議案第40号を一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありません。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15 議案第41号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第15、議案第41号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第41号、財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。本件は、相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。取得する財産につきましては、村内の小・中学校で使用します、学習者用コンピュータ端末等でございます。購入の内訳でございますが、児童生徒用265台、予備機39台、教職員用33台及び付属品一式で、児童生徒用の265台のうち、北小学校に3台、南小学校に167台、中学校に95台を配備する予定でございます。取得方法につきましては、熊本県公立学校学習者用コンピュータ共同調達業務により購入するものでございます。取得金額は1,926万5,279円で、うち消費税等額が175万1,389円が含まれております。納入業者は、熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号、熊本GIGAスクール4G端末調達コンソーシアムでございます。構成員代表株式会社レイメイ藤井、代表取締役は藤井章生でございます。また、参考としまして、物品売買仮契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第41号につきまして、提案理由をご説明致しましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず原案に反対する者の発言を許します。ありませんね。次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第41号、財産の取得についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第41号については原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 請願第 1 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 16、請願第 1 号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願書についてを議題とします。本件については、お手元にお配りしました請願書の写しのとおりです。趣旨説明を紹介議員に求めます。3 番、嶽本浩則議員。

{「はい。」と、3 番議員。}

○3 番(嶽本浩則議員) それでは、人吉球磨准看護学院に対する支援を求める請願について説明します。人吉球磨准看護学院は、地域の少子化、過疎化もあり入学希望者が減少し、資金調達が難しくなっています。人吉市及び球磨郡の医師会会員総意の請願として、次の 2 点が、今回、請願の趣旨となります。1 点目、現在の人吉球磨准看護学院に対する補助金は、人吉市が 135 万円、球磨郡町村会から 41 万 400 円となっております。全国の 1 校当たりの平均補助額は 455 万円となっており、全国平均から見ると大きな乖離があります。全国的な平均補助額に近づけるよう、補助金の増額をお願いしたい。2 点目、ふるさと納税応援メニューに人吉球磨准看護学院助成を追加し、柔軟な補助金の上乗せができるようお願いしたい。以上が請願の趣旨となります。議員各位におかれましては、請願の趣旨をよくみ取りいただき、採択いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長(永田博人議員) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 17 委員会付託

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 17、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっております、議案第 33 号から議案第 40 号及び議案第 42 号、請願第 1 号は、配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午前 10 時 43 分